

第71期定時株主総会 書面交付請求による交付書面に記載しない事項

【事業報告】

企業集団の現況に関する事項
財産及び損益の状況の推移
主要拠点
従業員の状況
主要な借入先
会社の体制及び方針

【連結計算書類】

連結持分変動計算書
連結注記表

【計算書類】

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

京セラ株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

【事業報告】

企業集団の現況に関する事項

財産及び損益の状況の推移

区 分	第68期 2022年3月期	第69期 2023年3月期	第70期 2024年3月期	第71期 2025年3月期
売上高 (百万円)	1,838,938	2,025,332	2,004,221	2,014,454
税引前利益 (百万円)	198,947	176,192	136,143	63,631
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	148,414	127,988	101,074	24,097
基本的1株当たり親会社の 所有者に帰属する当期利益 (円)	102.79	89.15	71.58	17.11
資産合計 (百万円)	3,917,265	4,093,928	4,465,376	4,511,307
親会社の所有者に 帰属する持分 (百万円)	2,871,554	3,023,777	3,225,595	3,217,788
1株当たり親会社の 所有者に帰属する持分 (円)	2,000.24	2,106.20	2,289.86	2,284.15

- (注) 1. 当社は国際会計基準(IFRS)に基づき連結計算書類を作成しています。
2. 基本的1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益は期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により、1株当たり親会社の所有者に帰属する持分は期末発行済株式数（自己株式控除後）により算出しています。
3. 当社は、2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しています。基本的1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益及び1株当たり親会社の所有者に帰属する持分は、第68期の期首(2021年4月1日)に当該株式分割が行われたと仮定して記載しています。
4. 第69期の売上高は、スマートフォン向け部品の需要減の影響は受けたものの、高水準の需要が継続した先端半導体向け部品の増産に加え、ドキュメントソリューション事業及び機械工具事業等での販売の増加、並びに円安による効果もあり、第68期に比べ増加し、目標としてきた売上高2兆円を達成しました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、原材料及びエネルギーの価格や物流コスト等の高騰及びコミュニケーション事業の大幅な売上減を主因に減少しました。加えて、一時的な費用として、訴訟関連費用、年金債務に係る追加費用、並びに構造改革費用等の合計約190億円を計上したこともあり、第68期に比べ減少しました。
5. 第70期の売上高は、ソリューションセグメントが増収となったものの、コアコンポーネントセグメント及び電子部品セグメントにおいては主要製品の受注減少の影響を受けたことを主因に、第69期に比べ減少しました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、将来的な生産拡大に向けた積極的な設備投資を継続している一方で、受注減少に伴う生産設備の稼働率低下や、人件費等の増加を主因に、第69期に比べ減少しました。
6. 第71期の売上高は、第70期に比べほぼ横ばいとなりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、コアコンポーネントセグメント及び電子部品セグメントにおける生産設備の稼働率低下や人件費等の増加に加え、コアコンポーネントセグメントの半導体部品有機材料事業における有形固定資産の減損損失等約430億円、及び海外子会社における繰延税金資産の取り崩し等による税金費用約180億円を計上したこともあり、第70期に比べ減少しました。

主要拠点（2025年3月31日現在）

本社：京都市伏見区竹田鳥羽殿町 6 番地	
国内の主要拠点： 当社 北海道北見工場 山形東根工場 福島郡山工場 東京青梅工場 川崎工場 富山入善工場 長野岡谷工場 滋賀東近江工場 滋賀野洲工場 京都綾部工場 鹿児島川内工場 鹿児島国分工場 鹿児島隼人工場 東京事業所 横浜事業所 横浜中山事業所（注1） みなとみらいリサーチセンター（神奈川県） けいはんなリサーチセンター（京都府） きりしまR&Dセンター（鹿児島県） 京セラインダストリアルツールズ株式会社（広島県） 京セラドキュメントソリューションズ株式会社（大阪府） 京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社（大阪府） 京セラコミュニケーションシステム株式会社（京都府） 京セラ興産株式会社（東京都） 株式会社ホテル京セラ（鹿児島県） 株式会社ホテルプリンス京都（京都府）	海外の主要拠点： 京セラ（中国）商貿有限公司（中国） 東莞石龍京セラ有限公司（中国） 京セラドキュメントテクノロジー（東莞）有限公司（中国） 京セラ韓国株式会社（韓国） KYOCERA VIETNAM CO.,LTD.（ベトナム） KYOCERA DOCUMENT TECHNOLOGY VIETNAM CO.,LTD.（ベトナム） KYOCERA ASIA PACIFIC PTE.LTD.（シンガポール） KYOCERA（THAILAND）CO.,LTD.（タイ） KYOCERA INTERNATIONAL,INC.（米国） KYOCERA AVX COMPONENTS CORPORATION（米国） KYOCERA SENCO INDUSTRIAL TOOLS,INC.（米国） KYOCERA INDUSTRIAL TOOLS,INC.（米国） KYOCERA DOCUMENT SOLUTIONS AMERICA,INC.（米国） KYOCERA EUROPE GmbH（ドイツ） KYOCERA DOCUMENT SOLUTIONS DEUTSCHLAND GmbH（ドイツ） TA TRIUMPH-ADLER GmbH（ドイツ） KYOCERA UNIMERCO TOOLING A/S（デンマーク）（注2） KYOCERA DOCUMENT SOLUTIONS EUROPE MANAGEMENT B.V.（オランダ）

（注）1. 横浜中山事業所は2025年4月1日付で横浜事業所へ統合しました。

2. KYOCERA UNIMERCO A/Sは2025年3月21日付でKYOCERA UNIMERCO TOOLING A/Sへ統合しました。

従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

	従業員数	前期末比増減
コアコンポーネント	17,490名	47名減
電子部品	16,547名	1,210名減
ソリューション	38,078名	699名減
その他の事業	1,456名	76名増
本社部門	3,565名	169名減
合 計	77,136名	2,049名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（嘱託を含む）であり、パートタイマー及び定年後再雇用者数については、従業員数の100分の10未満であるため記載していません。
2. 各セグメントに帰属しない全社的な管理及び基礎研究を行う従業員は、「本社部門」として分類しています。
3. 当期より、前期まで「その他の事業」に含めていたエネルギーソリューション事業を「ソリューション」に含めることとしています。この変更に伴い、前期末の従業員数を同様の区分に組み替えた上で、前期末比増減を表示しています。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
20,976名 [5,110名]	180名減 [4名減]	40.0歳	15.7年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（嘱託を含む）です。
2. []内にパートタイマー及び定年後再雇用者の合計人員数を外数で記載しています。

主要な借入先（2025年3月31日現在）

借入先	借入残高（百万円）
株式会社三菱UFJ銀行	120,000
株式会社京都銀行	30,000
株式会社三井住友銀行	30,000

会社の体制及び方針

当社は取締役会において、次のとおりコーポレート・ガバナンス及び内部統制の基本方針を決議しています。

京セラグループ コーポレート・ガバナンス及び内部統制の基本方針

I コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

(1) 基本的な考え方

京セラグループは、「敬天愛人」を社是とし、「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、人類、社会の進歩発展に貢献すること」を経営理念に掲げている。京セラグループは、公平、公正を貫き、良心に基づき、勇気をもって事に当たり、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を通じて経営理念を実現する。この実現に向けて、京セラグループは、全てのステークホルダーの立場を踏まえたうえで、経営の健全性及び透明性を維持するとともに、公正かつ効率的な経営を遂行するために、その仕組みを構築する。

また、京セラグループは、経営の根幹をなす企業哲学「京セラフィロソフィ」(注)を、京セラグループの役員及び従業員に浸透させ、健全な企業風土を醸成する。

以上の仕組みの構築と「京セラフィロソフィ」の実践を通じ、京セラグループのコーポレート・ガバナンスを確立する。また、適宜コーポレート・ガバナンス体制のあるべき姿を求め、この体制を進歩発展させる。

(注) 「京セラフィロソフィ」は、当社の創業者が自ら培ってきた経営や人生の考え方をまとめた企業哲学であり、人生哲学である。「京セラフィロソフィ」には、「人間として何が正しいか」を物事の根本的な判断基準として、経営の基本的な考え方から日々の仕事の進め方に及ぶ広範な内容を含んでいる。

(2) 体制

当社は、機関設計として監査役会設置会社を選択する。

取締役会は、京セラグループ全体の重要な事項の決定と業務執行の監督を行うために、経験・識見のバランス、多様性及び適正規模を考慮した構成とする。

当社は、取締役の指名及び報酬等に係る決定手続の客観性・透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置する。指名報酬委員会は、委員の過半数を独立社外取締役で構成する。

このほか、当社は、適切なコーポレート・ガバナンスを確立するために必要な委員会を適宜設置する。

(3) 京セラフィロソフィの推進

「京セラフィロソフィ」を京セラグループの役員及び従業員に浸透させるため、「京セラフィロソフィ」の推進活動を行う。

Ⅱ 内部統制に関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制体制を整備し、あるべき姿を求め、適宜この体制を進歩発展させる。また、「京セラフィロソフィ」の実践を通じ、内部統制を確立する。

- (1) 京セラグループの取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① グローバルな法令遵守の基本姿勢を定めた憲章及びこれに基づいた具体的な行動指針を策定し、京セラグループの取締役及び従業員に周知徹底する。
 - ② 京セラグループ各社にコンプライアンスを管理する部門を設置し、取締役及び従業員に対しコンプライアンスに関する定期的な教育等を行う。
 - ③ 反社会的勢力に対しては断固として対決する姿勢を堅持し、あらゆる不当な要求を拒否する。
 - ④ コンプライアンスに違反する行為や違反する可能性のある行為等に関する通報制度として、「社員相談室」及び「京セラコンプライアンスホットライン」を設置する。社員相談室（第三者である弁護士事務所にも窓口を設ける。）は従業員等から、京セラコンプライアンスホットラインは社外の関係者から、それぞれ通報を受け付ける。受け付けた通報については、公益通報者保護法に沿って取り扱い、適宜必要な対応をとる。
 - ⑤ 京セラグループの業務の適正性を定期的に監査する内部監査部門を設置する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 京セラグループの情報の管理に関する基本的な方針及び各種規程を策定し、これに基づき取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存し、管理する。
 - ② 適時適切に情報を開示する体制として「京セラディスクロージャー委員会」を設置する。
- (3) 京セラグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 京セラグループのリスクマネジメントに関する基本的な方針及び各種規程を策定し、京セラグループの信用やビジネスの持続可能性に影響を及ぼすと思われるリスクの予防と軽減等に努める。
 - ② 京セラグループのリスク管理体制として「リスクマネジメント委員会」を設置し、京セラグループのリスクマネジメントに関する各種方針の決定やグループとして取り組むべきコーポレートリスクの特定等を行う。また、リスクマネジメント委員会の補佐・運営を行うリスク管理部門を設置する。
 - ③ 事業継続マネジメントシステム等の諸活動を行う体制を構築する。
- (4) 京セラグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び職務の執行に係る事項の報告に関する体制
 - ① 執行役員制度により権限の委譲と責任体制の明確化を図り、有効かつ効率的に業務を行う。また、執行役員は業務執行状況を取締役会等に報告する。
 - ② 業務の処理を的確にし、経営の効率の向上を図るため、取締役、執行役員等の決裁権限を定め、これに基づき業務を行う。
 - ③ 京セラグループの業務執行に係る重要案件について審議・決定し、または報告を受ける「京セラグループ経営委員会」を設置する。

- (5) その他京セラグループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 社会と京セラグループの双方が持続的に発展するための体制として、「京セラグループサステナビリティ委員会」を設置する。
 - ② 京セラグループ各社が業務を適正かつ効率的に執行できるようサポートする部門を設置する。
- (6) 監査役の職務を補助する従業員に関する事項（当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項を含む。）
- ① 監査役の要求に応じ、監査役及び監査役会の職務を補助するための従業員を監査役と事前協議のうえ人選し配置する。
 - ② 当該従業員は当社の就業規則に従うが、監査役及び監査役会の職務に係る当該従業員への指揮命令権は各監査役に属するものとし、当該指揮命令権を不当に制限しない。
 - ③ 当該従業員の異動、処遇（査定を含む。）、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施する。
- (7) 京セラグループの取締役、従業員及び関係者が監査役に報告をするための体制（報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を含む。）
- ① 京セラグループの取締役、従業員及び関係者は、法令、定款違反またはその可能性のある事実を発見した場合並びに京セラグループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合、直ちに監査役会に報告する。また、取締役、従業員及び関係者は、監査役会規則に基づく監査役または監査役会からの報告の要求については、その要求に応える。
 - ② 内部監査部門は、監査役に定期的に内部監査の状況を報告するほか、監査役が特定の部門に関する業務執行状況の報告を要求した場合は、当該部門は監査役へ直接報告する。
 - ③ 京セラグループの取締役、従業員及び取引先をはじめとした全ての関係者が監査役会に直接通報できるよう、監査役会が設置する「京セラ監査役会通報制度」を維持する。
 - ④ 監査役会に報告した者に対し当該報告をしたことを理由として懲戒や異動、取引停止など不利な取扱いを行わない。
- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役会規則に基づく監査役からの費用請求に対しては、その支払いに応じる。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制として、監査役から次の要求がある場合は、その要求に応える。
- ① 重要な会議への出席
 - ② 重要な会議の議事録、重要な稟議書、重要な契約書等の閲覧
 - ③ 代表取締役との経営全般に関する意見交換等の会合

以 上

※ 上記基本方針は、2024年4月26日開催の取締役会において、従来の基本方針を改定したものです。改定内容は「京セラグループの取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」について、社外の幅広いステークホルダーからの通報等を受け付けるため、「京セラコンプライアンスホットライン」を設置したことを追加しました。

【コーポレート・ガバナンス及び内部統制体制の運用状況の概要】

当社のコーポレート・ガバナンス及び内部統制体制は、次のとおり適切に運用が行われています。

- ・取締役会は、社外取締役4名を含む10名で構成されており、当期は12回開催し、京セラグループの重要事項の決定、業務執行状況の監督を行いました。
- ・指名報酬委員会は当期5回開催し、サクセッションプランに関し議論したほか、取締役会の諮問に応じ、取締役及び執行役員の指名並びに取締役の報酬等について審議・答申を行いました。
- ・全社フィロソフィ委員会は、当期2回開催しました。当委員会ではフィロソフィ教育方針を策定し、国内においては現場重視のフィロソフィ浸透活動を展開し、海外においても地域の実情や事業形態に応じた教育活動を展開しています。
- ・グローバルコンプライアンス推進部は「コンプライアンス月間」に、全社員に対してコンプライアンス教育を実施しました。
- ・当社及び京セラグループ各社において社員相談室を設け、通報案件について適切に対処しています。
- ・当社ホームページ内に京セラコンプライアンスホットラインを設け、社外の幅広いステークホルダーからの通報等について適切に対処しています。
- ・内部監査部門であるグローバル統括監査部は、京セラグループの業務監査、法令監査及び内部統制監査を実施したほか、京セラグループ各社の監査結果、課題の報告及び当期監査方針の共有を行い、京セラグループの内部統制の水準向上及び各社の内部監査活動の連携強化を図りました。
- ・取締役会議事録、京セラグループ経営委員会議事録、稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報は法令及び社内規程に従い、適切に保存されています。
- ・京セラディスクロージャリー委員会は、当期2回開催し、適時適切に情報を開示しており、審査結果については委員長より代表取締役に報告がなされています。
- ・リスクマネジメント委員会は、当期2回開催しました。当委員会では京セラグループのリスクマネジメントに関する管理体制や活動方針を策定し、京セラグループで特に重要と思われるリスク事案をコーポレートリスクとして選定しています。また、各リスクに対してリスクオーナーを割り当て、リスク低減活動を実施しています。
- ・リスクマネジメント部は、京セラグループ内で発生した重大なリスク事案が代表取締役に報告される連絡体制を構築しています。京セラグループ各社や各部門との連絡会議を行い、リスクマネジメントや事業継続計画（BCP）活動に関する情報の収集・共有を図りました。また、全社員に対してリスク・BCP教育を実施しました。
- ・執行役員制度により有効かつ効率的に業務を行う運用がなされています。
- ・京セラグループ経営委員会は、当期25回開催し、京セラグループの重要事項を審議し、または報告を受けました。
- ・京セラグループサステナビリティ委員会は、当期2回開催しました。当委員会ではサステナビリティ活動の概況や長期環境目標の進捗等を報告し、議論しました。
- ・各間接部門は、京セラグループ各社が業務を適正かつ効率的に執行できるようサポートを行いました。
- ・監査役会は当期8回開催し、2024年7月に決議した監査方針・計画に基づき計画的に監査を実施しました。また、代表取締役との経営全般に関する定期的な意見交換会を開催しました。監査役の職務を補助する従業員の独立性は、基本方針に従い十分に確保されています。監査役に係る費用は監査役会規則に基づく監査計画に沿って年間計画で計上されています。
- ・グローバル統括監査部から監査役への監査報告を当期13回実施しました。監査役からの業務執行状況の報告要求に応じ、監査役が必要とする情報が提供されており、監査役への報告は適切に行われています。
- ・京セラ監査役会通報制度は、通報者の個人情報機密として管理され、通報者は通報によって不利益を被ることがない体制となっています。

【連結計算書類】

連結持分変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

摘要	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の 資本の 構成要素	自己株式	合計		
2024年4月1日残高	115,703	118,754	1,967,527	1,166,752	△143,141	3,225,595	27,263	3,252,858
当期利益			24,097			24,097	3,357	27,454
その他の包括利益				38,333		38,333	141	38,474
当期包括利益計	—	—	24,097	38,333	—	62,430	3,498	65,928
配当金			△70,435			△70,435	△3,003	△73,438
自己株式の取得					△4	△4		△4
自己株式の処分		48			151	199		199
非支配持分との取引		△5				△5	△2,312	△2,317
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替			21,293	△21,293		—		—
その他		5	3			8		8
2025年3月31日残高	115,703	118,802	1,942,485	1,183,792	△142,994	3,217,788	25,446	3,243,234

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、指定国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しています。なお、同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 279社

主要な連結子会社の名称 京セラドキュメントソリューションズ(株)、
KYOCERA AVX COMPONENTS CORPORATION

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 9社

主要な会社の名称 鹿児島メガソーラー発電(株)

(4) 連結の範囲の変更

連結子会社	新規	3社
	除外	7社

(5) 持分法の適用範囲の変更

該当事項はありません。

(6) 会計方針に関する事項

① 企業結合

企業結合は支配獲得日に取得法によって会計処理し、取得関連費用は発生時に費用として認識します。企業結合において取得した識別可能資産、並びに引き受けた負債及び偶発債務は、取得日の公正価値で測定します。

企業結合で移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額及び当社が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計が、取得した識別可能な資本持分の公正価値を超過する場合にはその超過額をのれんとして認識し、下回る場合には純損益として認識します。移転された対価は、取得した資産、引き受けた負債及び発行した資本持分の公正価値の合計で算定され、条件付対価の取決めから生じた資産または負債の公正価値も含まれています。

非支配持分は、個々の企業結合取引ごとに、公正価値または被取得企業の識別可能な純資産に対する非支配持分の比例的持分として測定します。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しています。

取得原価は、製商品及び仕掛品は主として総平均法により評価しており、原材料及び貯蔵品は主として先入先出法により評価しています。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積追加原価及び販売に要する見積費用を控除した金額です。

③ 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しています。取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、解体・除去及び原状回復費用が含まれています。有形固定資産については、その耐用年数にわたり定額法で減価償却しています。

残存価額、耐用年数及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。大規模な更新や改修にかかる支出は有形固定資産として計上し、耐用年数に基づき減価償却をしています。小規模な更新もしくは維持及び修繕に係る支出は、発生時に費用として認識します。

④ のれん及び無形資産

(のれん)

企業結合により取得したのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した額で表示しています。のれんの償却は行わず、企業結合からの便益を享受できると期待される資金生成単位に配分し、年1回及び減損の可能性を示す事象が発生または状況が変化した時点で減損テストを実施しています。

(無形資産)

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、耐用年数を確定できる無形資産については、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しています。耐用年数を確定できない無形資産については、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で表示しています。

開発活動における支出については、次のすべての要件を立証できた場合に限り資産として認識し、その他の支出はすべて発生時に費用として認識しています。

- (a) 使用または売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- (b) 無形資産を完成させ、さらにそれを使用または売却するという意図
- (c) 無形資産を使用または売却できる能力
- (d) 無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法
- (e) 無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用または売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- (f) 開発期間中の無形資産に起因する支出を信頼性をもって測定できる能力

耐用年数を確定できる無形資産については、その耐用年数にわたり定額法で償却しています。

耐用年数を確定できる無形資産の耐用年数及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

耐用年数を確定できる無形資産について、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しています。耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、償却せず、年1回の減損テストを実施するほか、減損の可能性を示す事象が発生または状況が変化した時点で減損テストを実施しています。

⑤ リース

(借手としてのリース)

当社は、リース開始日において、使用権資産とリース負債を認識しています。使用権資産はリース負債の当初測定額に前払リース料等を調整した額で測定しています。開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。使用権資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い期間にわたって、定額法により減価償却しています。リース負債は、リースの計算利利率が容易に算定できる場合には、残存リース料を適用開始日における当該利利率を用いて割り引いた現在価値で測定しています。当該利利率が容易に算定できない場合には、借手の追加借入利利率を用いて割り引いた現在価値で測定しています。開始日後においては、リース負債に係る金利や支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しています。

なお、リース期間が12ヵ月以内のリース及び原資産が少額であるリースについては、使用権資産とリース負債を認識せず、リース期間にわたり定額法により費用として認識しています。

(貸手としてのリース)

リースは、オペレーティング・リースまたはファイナンス・リースのいずれかに分類しています。原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合には、ファイナンス・リースに分類し、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するものでない場合には、オペレーティング・リースに分類しています。リースの分類に際しては、契約の形式ではなく、取引の実質に応じて判定しています。

(i) ファイナンス・リース

リースの開始日において、ファイナンス・リース取引に基づいて保有している資産は、正味リース投資未回収額に等しい金額で債権として表示しています。

(ii) オペレーティング・リース

当社は、オペレーティング・リース取引における受取リース料は、リース期間にわたって定額法により収益として認識しています。

なお、当社が中間の貸手である場合、ヘッドリースとサブリースは別個に会計処理しています。また、サブリースを分類する際に、中間の貸手である当社は、ヘッドリースから生じる使用権資産を参照して分類しています。

⑥ 非金融資産の減損

当社は、棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額について、報告期間の末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額に基づく減損テストを実施しています。のれん及び耐用年数が確定できない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず年1回の減損テストを実施しています。減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回った場合に認識しています。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としています。使用価値は、マネジメントが承認した事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率により現在価値に割り引いて算定しています。

のれん以外の資産に関しては、過年度に認識された減損損失について、その回収可能価額の算定に使用した想定事項に変更が生じた場合等、損失の減少または消滅の可能性を示す兆候の有無について評価を行っています。そのような兆候が存在する場合は、当該資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が、資産または資金生成単位の帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻入れを行います。

⑦ 金融商品の評価基準及び評価方法

金融資産及び金融負債は、当社が金融商品の契約上の当事者になった時点で認識しています。金融資産及び金融負債は当初認識時において公正価値で測定しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、金融資産の取得及び金融負債の発行に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算または金融負債の公正価値から減算しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しています。

(非デリバティブ金融資産)

非デリバティブ金融資産は、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。この分類は、金融資産の性質と目的に応じて、当初認識時に決定しています。

当社は、通常の方法による金融資産（株式及び債券）の売買は、約定日に認識及び認識の中止を行っています。通常の方法による売買とは、市場における規則または慣行により一般に認められている期間内での資産の引渡しを要求する契約による金融資産の購入または売却をいいます。その他のすべての金融資産は取引の実施日に当初認識しています。

(i) 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

当初認識後、償却原価で測定する金融資産は実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しています。実効金利法による金融収益は純損益で認識しています。

(ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

次の条件がともに満たされる場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

当初認識後、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、その累計額を純損益に振り替えています。その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類された金融資産から生じる為替差損益及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る実効金利法による金融収益は、純損益で認識しています。

(iii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

資本性金融資産については、当初認識時に公正価値の変動を純損益ではなく、その他の包括利益で認識するという取消不能な選択を行っている場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に分類しています。当初認識後、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しています。

認識を中止した場合、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額を直接利益剰余金へ振り替えています。なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に係る受取配当金は、純損益で認識しています。

(iv) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産のいずれにも分類しない場合、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

なお、いずれの金融資産も、会計上のミスマッチを取り除くあるいは大幅に削減させるために純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定していません。

当初認識後、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益、受取配当金及び利息収益は純損益で認識しています。

(v) 認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転した場合に、認識を中止しています。

(vi) 減損

償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産については、期末日毎に予想信用損失を評価し、貸倒引当金を認識しています。

期末日に、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、予測情報も含めた合理的で裏付け可能な情報をすべて考慮して、当該金融商品に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています。

一方、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しています。

ただし、営業債権及びリース債権については信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、全期間の予想信用損失と同額で貸倒引当金を認識しています。予想信用損失または戻入れの金額は、純損益に認識しています。

(非デリバティブ金融負債)

非デリバティブ金融負債は、当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定する金融負債または償却原価で測定する金融負債に分類しています。

非デリバティブ金融負債は、1つ以上の組込デリバティブを含む混合契約全体について純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に指定した場合に、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類します。当初認識後、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益及び金融費用は純損益で認識しています。

金融負債の公正価値の変動のうち、自己の信用リスクの変動によるものは、その他の資本の構成要素に含めています。

償却原価で測定する金融負債は当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しています。

金融負債は消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消しまたは失効となった場合に認識を中止しています。

(デリバティブ及びヘッジ会計)

(i) デリバティブ

当社は、為替リスクをヘッジするために為替予約等のデリバティブを利用しています。当該デリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しています。

デリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ手段として指定していないまたはヘッジが有効でない場合は、直ちに純損益で認識しています。ヘッジ指定していないデリバティブ金融資産は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に、ヘッジ指定していないデリバティブ金融負債は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債にそれぞれ分類しています。

(ii) ヘッジ会計

当社は、一部のデリバティブ取引についてヘッジ手段として指定し、キャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理しています。

当社は、ヘッジ開始時に、ヘッジ取引にかかるヘッジ手段とヘッジ対象の関係、リスクの管理目的、ヘッジ取引を実行する際の戦略、及びヘッジ関係の有効性の評価方法、有効性及び非有効性の測定方法は、すべて文書化しています。具体的には、以下の要件をすべて満たす場合に、ヘッジが有効と判断しています。

- ・ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること
- ・信用リスクの影響が、当該経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと
- ・ヘッジ関係のヘッジ比率が、企業が実際にヘッジしているヘッジ対象の量と企業がヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じる比率と同じであること

この過程で、デリバティブを連結財政状態計算書上の特定の資産、負債または予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定します。また、当社の関連会社は、変動金利で調達する資金についてキャッシュ・フローを固定化する目的で、変動金利による負債を固定金利に交換するために金利スワップを利用しており、当該金利スワップについてヘッジ会計を適用しています。

当社は、ヘッジ会計を適用しているヘッジ関係のヘッジ比率を調整してもなお、ヘッジの適格要件を満たさなくなった場合には、将来に向かってヘッジ会計を中止します。

キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理は次のとおりです。

当社は、ヘッジの開始時点及び継続期間中に、ヘッジ取引に利用しているデリバティブがヘッジ対象のキャッシュ・フローを相殺する上で有効性があるか否かを評価します。ヘッジ手段に係る公正価値の変動額のうち、有効な部分はその他の包括利益にて認識し、非有効部分は純損益に認識しています。その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えています。ただし、ヘッジ対象の予定取引が非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の資本の構成要素に累積された金額は、当該非金融資産または非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しています。

当社は、ヘッジの有効性がないか、もしくはなくなったと判断した時点で、将来に向かってヘッジ会計を中止します。ヘッジ会計の中止に伴い、未実現損益をその他の包括利益として繰り延べます。ただし、ヘッジ対象である予定取引が発生しない可能性が高い場合には、その他の包括利益に計上していた未実現損益を直ちに純損益として認識します。

⑧ 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成され、企業結合に関連するもの及びその他の包括利益または資本に直接認識される項目を除き、純損益で認識しています。

当期税金は、期末日時点において施行または実質的に施行されている税率及び税法を用いて、税務当局に納付または税務当局から還付されることが予想される金額で測定しています。

繰延税金は、資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、未使用の繰越欠損金並びに繰越税額控除について認識しています。企業結合取引ではなく、取引時に会計上または税務上のいずれの損益にも影響を与えず、かつ、取引時に同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引から発生する資産及び負債の当初認識に係る一時差異については、繰延税金資産及び負債を認識していません。また、のれんの当初認識において生じる将来加算一時差異についても、繰延税金負債を認識していません。

子会社及び関連会社に対する投資に関連する将来加算一時差異については、当社が一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合には、繰延税金負債は認識していません。子会社及び関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異から生じる繰延税金資産は、一時差異からの便益を利用するのに十分な課税所得があり、予測可能な将来に解消される可能性が高い範囲でのみ認識しています。

繰延税金資産及び負債は、期末日時点において施行または実質的に施行されている税法に基づいて、一時差異が解消される時に適用されると予測される税率を用いて測定しています。

繰延税金資産及び負債は、税金資産及び負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に対して課されている場合に相殺しています。

繰延税金負債は、原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の税務上の繰越欠損金並びに繰越税額控除のうち、将来の課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しています。繰延税金資産は期末日に見直し、税務便益が実現する可能性が高くなった部分について減額しています。

当社では、税務ポジションが、税務当局による調査において発生の可能性が高いと認められる場合に、その連結計算書類への影響を認識しています。税務ポジションに関連するベネフィットは、税務当局との解決により、発生の可能性が高いと期待される金額で測定されます。

当社は、経済協力開発機構が公表した第2の柱モデルルールを導入するために制定または実質的に制定された税法から生じる法人所得税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債に関して、認識及び情報開示に対する例外を適用しています。

⑨ 従業員給付

(退職後給付)

当社は、主に確定給付制度を採用しています。

確定給付制度において確定給付負債または資産の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定されます。この計算による資産計上額は、制度からの返還または将来掛金の減額という利用可能な将来の経済的便益の現在価値を上限としています。確定給付制度債務は予測単位積増方式を用いて算定され、その現在価値は将来の見積給付額に割引率を適用して算定しています。割引率は、給付が見込まれる期間に近似した満期を有する優良社債の市場利回りを参照して決定しています。

当期勤務費用及び確定給付負債または資産の純額に係る利息は純損益として認識しています。

過去勤務費用は、発生時に純損益で認識しています。

数理計算上の差異を含む、確定給付負債または資産の純額の再測定は、発生時にその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えています。

(短期従業員給付)

短期従業員給付である賃金、給料並びに社会保険料等については関連する役務が提供された時点で費用として計上しています。

賞与については、当社が従業員から提供された労働の対価として支払うべき法的または推定的債務を有しており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、負債として認識しています。

有給休暇については、従業員に付与された有給休暇のうち、未使用の有給休暇に対して負債を計上しています。

⑩ 引当金の計上基準

過去の事象の結果として、現在の法的または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しています。

⑪ 収益の計上基準

当社は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下、IFRS第15号）に従い、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当金等、及び、IFRS第16号「リース」に基づくリース契約等を除く顧客との契約について、次のステップを適用することにより、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

当社は、半導体、情報通信、自動車関連等の市場における販売を主な収益源としています。当社におけるレポーティングセグメントは、「コアコンポーネント」、「電子部品」、「ソリューション」で構成されており、事業単位並びに主要事業及び子会社は次のとおりです。

レポーティングセグメント及び事業単位	主要事業及び子会社
コアコンポーネント	
産業・車載用部品	ファインセラミック部品、自動車部品、光学部品
半導体関連部品	セラミック材料、有機材料
その他	医療機器、宝飾・応用商品
電子部品	電子部品、 KYOCERA AVX COMPONENTS CORPORATION
ソリューション	
機械工具	機械工具
ドキュメントソリューション	情報機器(京セラドキュメントソリューションズ(株))
コミュニケーション	通信機器、 情報通信サービス(京セラコミュニケーションシステム(株))
その他	スマートエナジー、エネルギーソリューション、 ディスプレイ、プリンティングデバイス

なお、当社において、顧客への販売は、顧客と締結した取引基本契約書及び注文書に記載された条件に基づいて行われます。当該契約書及び注文書には、価格、数量並びに所有権の移転時点が記載されています。

(製品の販売)

製品の販売については、主に製品が顧客へ引き渡された時点または船積日で顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。

なお、「ドキュメントソリューション」事業における、最終消費者向けの設置を伴うプリンター及び複合機販売については、契約上の義務がない限り、製品が設置され、顧客が受入れた時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。

(サービスの提供)

「ドキュメントソリューション」事業において、プリンターや複合機の使用量に応じた従量料金、固定料金を支払う製品の保守契約による収益を認識しています。当社は、契約の履行義務を、契約に基づき、機器を常時利用可能な状態を顧客に提供することと判断しており、これらの収益を、関連する履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり認識しています。固定料金の保守契約については顧客との契約に係る取引額を契約期間にわたり均等に収益認識しています。

すべてのセグメントにおいて、当社は製品に欠陥があった場合のみ返品を受入れます。また、当社の販売条件には、「電子部品」セグメントにおける販売プログラムを除いて、価格保証、ストック・ローテーションまたは返品規定はありません。

(販売奨励金)

「電子部品」セグメントにおいて、各種電子部品を販売する代理店への販売については、以下の様々な販促活動が定められており、顧客との契約において約束された対価から販売奨励金を控除した金額で収益を測定しています。

(a) スtock・ローテーション・プログラム

ストック・ローテーション・プログラムとは、品質に問題のない在庫について、直近6ヵ月の売上高に対して特定の比率を乗じ算出される金額分を、代理店が半年毎に返品することが可能な制度です。売上高に対するストック・ローテーション・プログラムの引当金は、現時点までの推移、現在の価格と流通量の情報、市場の特定の情報や売上情報、マーケティングやその他主要な経営手段を用いて算出した代理店の売上高に対する比率に基づき、収益認識時点で算定し、計上されており、これらの手続きには、重要な判断を必要とします。当社は、ストック・ローテーション・プログラムによる将来の返品について妥当な算定ができていると考えており、これまでの実際の結果と算定額に重要な乖離はありません。なお、製品が返品され、検収された時点で、代理店に対する売掛金を減額しています。

(b) シップ・フロム・ストック・アンド・デビット・プログラム

シップ・フロム・ストック・アンド・デビット・プログラム（以下、シップ・アンド・デビット）は、代理店が顧客への販売活動における市場での価格競争に対して代理店を補助する仕組みです。シップ・アンド・デビットが適用されるためには、代理店が在庫から顧客へ販売する特定部分についての価格調整を、代理店が要求する必要があります。シップ・アンド・デビットは、現在及び将来の代理販売において、代理店が顧客へ販売する特定部分について適用されることがあります。IFRS第15号に準拠し、当社は代理店に対して収益を認識した時点で、その代理店への売上高にシップ・アンド・デビットが適用される可能性を考慮して、その売上高に関連する代理店の将来の活動に対して変動対価を見積り、計上しています。当社は、当該期間における売上高、代理店に対する売掛金の残額、代理店の在庫水準、現時点までの推移、市場状況、設備製造業やその他顧客に対する直接的な販売活動に基づく価格変動の傾向、売上情報、マーケティングやその他主要な経営手段を用いて、売上高に対する変動対価を見積り、計上しています。これらの手続きは慎重な判断のもとで行われており、またその結果、当社はシップ・アンド・デビットにおける変動対価について、妥当な算定、計上ができていていると考えています。これまでの当社の実際の結果と算定額に重要な乖離はありません。

(リベート)

「機械工具」事業及び「ドキュメントソリューション」事業における代理店への販売において、当社は、定められた期間内に予め定めた売上目標を達成した代理店に対し、現金でリベートを支払っています。このリベートについては、収益を認識した時点で見積った各代理店の予想販売額に基づき、リベート額を算定して、これを収益から控除しています。

(返品)

当社は、収益を認識した時点で過去の実績に基づいて返品による損失額を見積り、収益から控除しています。

(製品保証)

当社は、主に「ドキュメントソリューション」事業において、製品に対して通常1年間の製品保証を提供しています。また、最終消費者への販売において、1年間の保証期間終了後、延長保証契約を締結する場合があります。この延長保証契約については、別個の履行義務として識別し、取引価格の一部を当該履行義務に配分した上で、延長保証期間にわたり収益を認識しています。

また、製品販売、製品保証等複数の財またはサービスを提供する複数要素取引に係る契約については、契約に含まれる履行義務を識別し、契約の対価を配分する必要がある場合には、取引価格を独立販売価格に基づき配分しています。独立販売価格は、類似する製品またはサービスの販売価格やその他の合理的に利用可能な情報を参照して算定しています。

2. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

各レポーティングセグメントの売上高は次のとおりです。

(単位：百万円)

コアコンポーネント	567,117
産業・車載用部品	233,055
半導体関連部品	300,765
その他	33,297
電子部品	354,646
ソリューション	1,111,008
機械工具	305,876
ドキュメントソリューション	479,964
コミュニケーション	225,497
その他	99,671
その他の事業	17,114
調整及び消去	△35,431
合 計	2,014,454

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (6) 会計方針に関する事項」の「⑪ 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結財政状態計算書)

前連結会計年度において、「営業債権及びその他の債権」に含めていた「未収法人所得税」は、金額的重要性が高まったため、当連結会計年度より独立掲記しています。

4. 会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える主な判断及び見積りは次のとおりです。

(1) 棚卸資産の評価

当社は、棚卸資産が適正な価値で評価されるように評価損の金額を見積っています。過剰、滞留、並びに陳腐化した棚卸資産に対して評価損を計上しています。また、棚卸資産は正味実現可能価額まで評価損を計上しています。当社は通常、一定の保有期間を超える棚卸資産を滞留もしくは陳腐化しているの見なします。また、当社では、将来の需要予測や市況、そして関与する経営者の判断のもとに、一定の保有期間に満たない棚卸資産についても評価損を計上することがあります。今後市場の状況や製品の需要が当社の想定を下回れば、棚卸資産の評価損を計上しなければならない可能性があります。

当連結会計年度末における棚卸資産の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

製商品	223,613
仕掛品	130,707
原材料及び貯蔵品	167,493

(2) 有形固定資産及び無形資産の耐用年数

有形固定資産は、事業ごとの実態に応じた見積利用可能年数等に基づき、定額法で減価償却しています。償却性無形資産は、資産の将来の経済的便益が消費されると予測される期間に基づき、定額法で償却しています。

将来、技術革新等による設備の陳腐化や用途変更並びに事業環境の変化等による利用可能期間の見直しの結果、耐用年数を変更する場合には、翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

なお、内訳は「5. 連結財政状態計算書に関する注記」の「(1) 有形固定資産の内訳」及び「(3) のれん及び無形資産の内訳」に記載のとおりです。

(3) 有形固定資産、のれん及び無形資産の減損

当社は有形固定資産及び償却性無形資産について、帳簿価額を回収できない可能性を示す事象が発生した時点、もしくは状況が変化した時点で、減損テストを行っています。また、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産は償却をせず、年1回及び減損の可能性を示す事象が発生または状況が変化した時点で減損テストを行っています。減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回った場合に認識しています。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としています。使用価値は、マネジメントが承認した事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引率により現在価値に割り引いて算定しています。

使用価値は、様々な仮定に基づき算定されているため、使用価値の減少をもたらすような予測不能な事業環境の変化等が生じた場合には、減損損失が発生するリスクがあります。

なお、内訳は「5. 連結財政状態計算書に関する注記」の「(1) 有形固定資産の内訳」及び「(3) のれん及び無形資産の内訳」に記載のとおりです。

(4) 償却原価で測定する金融資産の減損

当社は主に営業債権等の償却原価で測定される金融資産について、回収可能性や信用リスクの著しい増加等を考慮のうえ、将来の予想信用損失を測定していますが、実際の損失が予想信用損失より過大または過少になる可能性があります。

内訳は「5. 連結財政状態計算書に関する注記」の「(4) 資産から直接控除した貸倒引当金」に記載のとおりです。

(5) 金融商品の公正価値

当社は特定の金融商品の公正価値を評価する際に、市場で観察可能ではないインプットを利用する評価技法を用いています。観察可能ではないインプットは、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

内訳は「7. 金融商品に関する注記」の「(2) 金融商品の公正価値に関する事項」に記載のとおりです。

(6) 法人所得税

当社は繰延税金資産について、将来の課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しています。繰延税金資産の評価は将来の課税所得の見積りと税務上、実現可能と見込まれる計画に依拠します。仮に将来の市場環境や経営成績の悪化により将来の課税所得が見込みを下回る場合は繰延税金資産の金額が大きく影響を受ける可能性があります。

また当社は、税務調査を受けることを前提に税務上認識された不確実な税務ポジションについて、発生の可能性が高いと判断した場合、当該部分を不確実な税務ポジションとして負債に計上しています。なお、法人所得税における不確実性に関する会計処理の金額と税務当局との解決による金額は異なる可能性があります。

当連結会計年度末における繰延税金資産・負債は次のとおりです。

(単位：百万円)

繰延税金資産	43,870
繰延税金負債	468,781

(7) 確定給付制度

確定給付制度において確定給付負債または資産の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定されます。

確定給付制度債務の現在価値は数理計算上の仮定に基づき算定されます。数理計算上の仮定には、割引率、昇給率等の基礎率についての見積り及び判断が求められます。

当社は優良社債の利回り等を参考に割引率を決定します。昇給率は主に過去の実績、近い将来の見通し、物価変動等により決定されます。当社は毎年、数理計算の基礎となる前提条件を見直しており、必要に応じてその時点の市場環境をもとに調整を行っています。

日本及び世界的な経済の停滞により、金利が低下し、当社が割引率を引き下げる場合には、確定給付制度債務及び関連する勤務費用等が増加します。

確定給付制度に関して、当連結会計年度末において連結財政状態計算書に計上した金額は次のとおりです。

(単位：百万円)

その他の非流動資産	90,950
退職給付に係る負債	8,771

(8) 引当金及び偶発債務

当社は通常の事業活動を営む上で、様々な訴訟や賠償要求を受ける可能性があります。当社は、法律専門家と相談の上で、こうした偶発債務が重要な結果を引き起こす可能性を予測しています。当社は、不利益な結果を引き起こす可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当該債務を計上します。見積りを行う際、当社は受けている訴訟の進捗、及び他の会社が受けている同種の訴訟やその他関連する事項を考慮します。発生した負債は、見積りに基づいており、将来における偶発債務の発展や解決に大きく影響されます。

(引当金)

当連結会計年度末における引当金の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

製品保証引当金	7,667
訴訟損失引当金	3,400
環境損失引当金	4,572
資産除去債務引当金	7,314
その他の引当金	2,396

(偶発債務)

内訳は「5. 連結財政状態計算書に関する注記」の「(6) 担保に供している資産」に記載のとおりです。

(9) 収益認識

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(6) 会計方針に関する事項 ①収益の計上基準」に記載のとおりです。

5. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 有形固定資産の内訳

(単位：百万円)

土地	60,826
建物及び構築物	621,833
機械及び器具	1,303,221
建設仮勘定	98,534
減価償却累計額及び減損損失累計額	△1,432,465

(2) 使用権資産の内訳

(単位：百万円)

使用権資産	142,072
減価償却累計額及び減損損失累計額	△60,279

(3) のれん及び無形資産の内訳

(単位：百万円)

のれん	332,083
顧客との関係	119,755
非特許技術	50,053
ソフトウェア	78,569
特許権	24,924
その他	45,756
償却累計額及び減損損失累計額	△226,851

(4) 資産から直接控除した貸倒引当金

(単位：百万円)

流動資産	3,142
非流動資産	2,499

(5) その他の資本の構成要素

(単位：百万円)

その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	954,543
キャッシュ・フロー・ヘッジの 公正価値の純変動	27
在外営業活動体の換算差額	229,222

(6) 担保に供している資産

(単位：百万円)

資本性証券及び負債性証券	287,282
持分法で会計処理されている投資	2,469
有形固定資産	1,908

- (注) 1. 上記、「資本性証券及び負債性証券」は、非流動負債の「借入金」180,000百万円の担保に供しています。当該借入金以外に、金融機関との当座貸越契約に基づく借入枠（借入未実行残高）70,000百万円に対しても、当該株式を担保に供しています。
2. 上記、「持分法で会計処理されている投資」は、持分法適用会社の事業資金の借入6,717百万円に対し、担保に供しています。
3. 上記、「有形固定資産」は、「その他の流動負債」1,069百万円の担保に供しています。

6. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 の株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	1,510,474千株	—	—	1,510,474千株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 の株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	101,831千株	2千株	△107千株	101,726千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 剰余金配当支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	35,216百万円	25円	2024年 3月31日	2024年 6月26日
2024年10月30日 取締役会	普通株式	35,219百万円	25円	2024年 9月30日	2024年 12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決議予定	株式の種類	配当原資	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	35,219 百万円	25円	2025年 3月31日	2025年 6月27日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用について、投機的取引を一切行わず、安全性を第一に資金の高い流動性を保つこととしています。営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされています。当該リスクに関しては当社の与信管理規程に沿ってリスク低減を図っています。また、為替相場、金利等の変動による市場リスクについて、当社ではデリバティブを用いて、これらのリスクをヘッジしています。トレーディング目的でデリバティブは保有していません。利用しているデリバティブは先物為替予約、金利スワップです。当社では、主に金融商品の市場価値を基本に、前述のリスク及びその他の潜在的なリスクを回避するためにリスク管理方針及び手続きを設定して、市場リスクを定期的に評価しています。

当社は資本性証券及び負債性証券を保有しています。これらの投資のうち主なものはKDDI(株)の株式であり、2025年3月31日現在における当該株式の公正価値は1,581,318百万円です。

(2) 金融商品の公正価値に関する事項

公正価値とは、測定日において市場参加者間の規則的な取引において資産の売却によって受領する、または、負債の移転のために支払う価格です。公正価値は、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次のとおり、3つに分類されます。

レベル1：活発な市場における同一資産または同一負債の調整不要の相場価格

レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外の観察可能なインプットを用いた公正価値、活発な市場における類似資産または類似負債の相場価格、もしくは活発でない市場における同一資産または同一負債の相場価格

レベル3：企業自身の仮定を反映する観察不能なインプットを用いた公正価値

① 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される金融商品の帳簿価額、公正価値及びこれらの差額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値	差額
資産			
負債性証券	1,034	1,034	—
その他の金融資産	77,232	77,232	—
合 計	78,266	78,266	—
負債			
借入金	246,963	241,988	△4,975
合 計	246,963	241,988	△4,975

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務については短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

短期借入金は、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

長期借入金は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しています。観察可能な市場データを利用して公正価値を算出しているため、レベル2に分類しています。

② 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは次のとおりです。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
資本性証券及び負債性証券				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	1,622,231	8,830	61,720	1,692,781
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	—	—	10,893	10,893
その他の金融資産	—	1,479	—	1,479
合 計	1,622,231	10,309	72,613	1,705,153
負債				
その他の金融負債	—	1,437	—	1,437
合 計	—	1,437	—	1,437

③ 金融資産及び金融負債の公正価値の測定方法

各金融商品の公正価値の評価技法とインプット情報は次のとおりです。

レベル1に区分したその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は活発な市場で取引されている上場株式であり、取引所の市場価格によって評価しています。

レベル2に区分したその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は主に社債であり、取引先金融機関から提示された価格等によって評価しています。その他の金融資産及びその他の金融負債はデリバティブであり、期末日現在の先物為替レートを用いて算出した価値を現在価値に割引いて評価しています。

レベル3に区分したその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は主に非上場株式であり、割引キャッシュ・フロー法等を用いて評価しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は主に投資事業組合への出資金であり、当該投資事業組合から提供された組合財産の公正価値に基づき、その持分相当額で評価しています。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり親会社の所有者に帰属する持分 2,284円15銭
- (2) 基本的1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益 17円11銭

(注) 希薄化後1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

9. 重要な後発事象に関する注記

(1) 自己株式の取得

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に関して決議しました。

① 自己株式の取得を行う理由

株主還元の一環並びに機動的な資本戦略への準備として、自己株式の取得を行うものです。

② 取得に係る事項の内容

取得する株式の種類	普通株式
取得する株式の総数	136,240,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合9.67%）
株式の取得価額の総額	200,000,000,000円（上限）
取得期間	2025年5月15日～2026年3月24日
取得方法	東京証券取引所における市場買付け

(2) 資本性証券の売却

当社は、KDDI㈱が2025年5月14日開催の同社取締役会において決議した自己株式の公開買付け（以下、本公開買付け）に、当社が所有するKDDI㈱の普通株式の一部を応募することを決定しました。本公開買付け応募によるKDDI㈱の株式の売却に伴い、翌連結会計年度において、その売却益をその他の包括利益として計上する予定です。

① 本公開買付け応募の理由

主要事業の競争力強化や、自己株式の取得を通じた企業価値向上に向けた今後の資金需要を見据え、資金調達を行うためです。

② 本公開買付けへの応募の概要

応募予定株式数	普通株式 108,365,800株
買付価格	1株につき 2,307円
売却予定総額	249,999,900,600円

③ 本公開買付けへの応募前後の所有株式の状況

本公開買付け前の所有株式数	670,192,000株（所有割合：16.85%）
本公開買付けへの応募予定株式数	108,365,800株（所有割合：2.72%）
本公開買付け後の所有株式数	561,826,200株（所有割合：14.12%）

④ 本公開買付けの日程

本公開買付け開始公告日	2025年5月15日
本公開買付けに係る買付け等の期間	2025年5月15日～2025年6月11日
決済の開始予定日	2025年7月3日

10. その他の注記

(1) 半導体部品有機材料事業における減損損失の計上

当社は、コアコンポーネントセグメントに含まれる半導体部品有機材料事業の有形固定資産及び無形資産について、半導体部品有機材料事業の回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、40,148百万円の減損損失を認識し、連結損益計算書上の「販売費及び一般管理費」に計上しました。その内訳は、有形固定資産39,596百万円及び無形資産552百万円です。

(2) 海外子会社における繰延税金資産の取り崩しによる税金費用の計上

当社は、海外子会社における繰延税金資産の取り崩しによる税金費用13,611百万円を認識し、連結損益計算書上の「法人所得税費用」に計上しました。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

日本において、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、当社及び一部の国内子会社において、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び負債について、法定実効税率を変更して計算しています。この変更により、当連結会計年度の繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は12,776百万円増加し、当期利益が383百万円、その他の包括利益が12,393百万円、それぞれ減少しました。

【計算書類】

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	前 期 2024年3月31日	当 期 2025年3月31日	科 目	前 期 2024年3月31日	当 期 2025年3月31日
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	585,553	555,853	流動負債	238,339	218,968
現金及び預金	119,085	84,052	電子記録債務	17,727	13,754
受取手形	910	441	買掛金	63,998	64,957
電子記録債権	14,455	11,262	短期借入金	34,746	34,520
売掛金	157,180	157,353	リース債務	277	332
商品及び製品	53,144	61,846	未払金	55,124	45,150
仕掛品	83,030	81,204	未払費用	24,021	21,346
原材料及び貯蔵品	57,163	57,172	未払法人税等	2,869	848
短期貸付金	53,739	52,952	契約負債	1,371	1,213
前払費用	1,865	1,879	預り金	7,860	6,030
その他	45,225	47,931	賞与引当金	22,856	23,946
貸倒引当金	△243	△239	役員賞与引当金	202	48
固定資産	2,688,049	2,716,302	製品保証引当金	370	1,999
有形固定資産	372,445	356,532	損害賠償引当金	2,608	3,200
建物	120,954	143,920	その他	4,310	1,625
構築物	7,750	11,422	固定負債	595,430	617,227
機械及び装置	134,854	97,233	長期借入金	180,000	180,000
車両運搬具	240	226	リース債務	573	585
工具、器具及び備品	30,342	27,817	繰延税金負債	409,618	428,870
土地	41,914	45,703	製品保証引当金	819	3,082
リース資産	742	798	その他	4,420	4,690
建設仮勘定	35,649	29,413	負債合計	833,769	836,195
無形固定資産	15,564	17,602	(純資産の部)		
ソフトウェア	9,029	10,644	株主資本	1,379,976	1,353,920
リース資産	4	2	資本金	115,703	115,703
工業所有権	1,968	1,026	資本剰余金	194,382	194,430
顧客関係	667	562	資本準備金	192,555	192,555
その他	3,896	5,368	その他資本剰余金	1,827	1,875
投資その他の資産	2,300,040	2,342,168	利益剰余金	1,213,032	1,186,781
投資有価証券	1,610,762	1,661,193	利益準備金	17,207	17,207
関係会社株式	510,520	516,049	その他利益剰余金	1,195,825	1,169,574
関係会社出資金	83,713	89,750	オープンイノベーション促進積立金	25	25
長期貸付金	63,401	39,480	別途積立金	1,101,137	1,122,137
その他	32,023	36,084	繰越利益剰余金	94,663	47,412
貸倒引当金	△379	△388	自己株式	△143,141	△142,994
			評価・換算差額等	1,059,857	1,082,040
			その他有価証券評価差額金	1,059,857	1,082,040
資産合計	3,273,602	3,272,155	純資産合計	2,439,833	2,435,960
			負債及び純資産合計	3,273,602	3,272,155

(注) 貸借対照表及び損益計算書の前期数値はご参考として記載しています。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	前 期 (自 2023年4月 1日) (至 2024年3月31日)	当 期 (自 2024年4月 1日) (至 2025年3月31日)
売上高	799,055	802,448
売上原価	636,927	643,352
売上総利益	162,128	159,096
販売費及び一般管理費	163,399	177,628
営業損失(△)	△1,271	△18,532
営業外収益	106,828	106,908
受取利息及び配当金	100,334	98,609
その他	6,494	8,299
営業外費用	14,354	28,869
支払利息	1,433	1,680
その他	12,921	27,189
経常利益	91,203	59,507
特別利益	11,449	18,825
固定資産処分益	541	200
投資有価証券売却益	10,906	18,468
その他	2	157
特別損失	1,206	41,516
固定資産処分損	1,011	426
固定資産減損損失	—	40,148
投資有価証券評価損	185	193
関係会社株式評価損	—	616
関係会社清算損	—	132
その他	10	1
税引前当期純利益	101,446	36,816
法人税、住民税及び事業税	7,745	1,759
法人税等調整額	2,497	△9,127
当期純利益	91,204	44,184

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						オープン イノベーション 促進積立金	別途積立金
当期首残高	115,703	192,555	1,827	194,382	17,207	25	1,101,137
当期変動額							
別途積立金の積立							21,000
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			48	48			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	48	48	－	－	21,000
当期末残高	115,703	192,555	1,875	194,430	17,207	25	1,122,137

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計					
	繰越利益 剰余金						
当期首残高	94,663	1,213,032	△143,141	1,379,976	1,059,857	1,059,857	2,439,833
当期変動額							
別途積立金の積立	△21,000	－		－			－
剰余金の配当	△70,435	△70,435		△70,435			△70,435
当期純利益	44,184	44,184		44,184			44,184
自己株式の取得			△4	△4			△4
自己株式の処分			151	199			199
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					22,183	22,183	22,183
当期変動額合計	△47,251	△26,251	147	△26,056	22,183	22,183	△3,873
当期末残高	47,412	1,186,781	△142,994	1,353,920	1,082,040	1,082,040	2,435,960

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）。

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法。

③ その他有価証券

a. 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。

b. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法。

④ デリバティブ

時価法。

⑤ 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）。

製品・仕掛品は売価還元法。

商品・原材料・貯蔵品は先入先出法または最終仕入原価法。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産除く）

定額法。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物・構築物 2～33年

機械及び装置・工具、器具及び備品 2～10年

② 無形固定資産（リース資産除く）

定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）によっています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とした定額法。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しています。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しています。

④ 製品保証引当金

保証期間中に発生が見込まれるアフターサービス費用等に備えるため、販売済の一部の製品について、過去の支出実績等を基準にして算出した見積額を計上しています。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により発生の翌事業年度から費用処理しています。

なお、当事業年度末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過しているため、超過額を前払年金費用として「投資その他の資産」の「その他」に含めて計上しています。

⑥ 損害賠償引当金

将来の損害賠償に対する支出に備えるため、支出見込額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準

当社は、半導体、情報通信、自動車関連等の市場における販売を主な収益源としています。

当社は、利息及び配当金等を除く顧客との契約について、次のステップを適用することにより、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

国内における出荷売上は出荷時から当該製品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しています。

輸出売上は物品輸送に関する危険負担責任の移転時に収益を認識しています。

預託在庫売上は、契約により定められた所有権移転時に収益を認識しています。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類作成にあたり行った会計上の見積りのうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性のあるものは次のとおりです。

(1) 固定資産の減損

① 減損損失の兆候判定

当社は、原則として事業を基準として資産のグルーピングを行っています。

当事業年度は、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている複数の事業において、減損の兆候があるとして減損損失の認識要否の判定を実施しています。

② 減損損失の認識の判定

減損の兆候がある複数の事業について、当該事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損損失の認識要否の判定を行った結果、半導体部品有機材料事業において割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったことから、減損損失の認識が必要と判定されました。その結果、当事業年度において固定資産減損損失40,148百万円を損益計算書の「特別損失」に計上しています。

当事業年度末における、固定資産の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
有形固定資産	356,532
無形固定資産	17,602

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、グルーピング資産の継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローにより算出しています。将来キャッシュ・フローの見積期間は主要資産の経済的残存使用年数を使用しています。割引前将来キャッシュ・フローは、マネジメントが承認した事業計画を基礎としています。事業計画の対象期間を超える将来キャッシュ・フロー予測を推定するために適用した成長率は、将来の不確実性を考慮し、算出しています。また、経済的残存使用年数終了後の処分によって生ずる将来キャッシュ・フローは将来時点の正味売却価額です。

よって、減損損失の認識の判定は、将来キャッシュ・フロー及び成長率等の主要な仮定に基づいて実施しています。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 市場価格のない株式等の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

市場価格のない株式等は、その実質価額を算定して減損の要否を判定しています。発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した時は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を実施しています。

当事業年度末における貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券	38,542
関係会社株式	516,049
関係会社出資金	89,750

また、当事業年度において市場価格のない株式等の減損として、投資有価証券評価損193百万円、及び関係会社株式評価損616百万円を損益計算書の「特別損失」に計上しています。

② 計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

市場価格のない株式等の実質価額は、発行会社の純資産をもとに算出した1株当たりの純資産額に持株数を乗じて算定しています。また、簿価と実質価額を比較して、50%以上下落している場合には、必要に応じて将来の事業計画を入手し、合理的な実行可能性及び5年以内を基準に回復可能性を検討しています。よって、市場価格のない株式等の減損の要否の判定は、将来の事業計画等の主要な仮定に基づいて実施しています。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

(単位：百万円)

投資有価証券	287,282
関係会社株式	2,125

② 担保に係る債務

投資有価証券は次の債務に対して担保に供しています。

(単位：百万円)

長期借入金	180,000
-------	---------

(注) 当該借入金以外に、金融機関との当座貸越契約に基づく借入枠（借入未実行残高）70,000百万円に対しても、当該株式を担保に供しています。

関係会社株式は次の債務に対して担保に供しています。

(単位：百万円)

鹿児島メガソーラー発電㈱の金融機関借入金	6,717
----------------------	-------

(注) 当該借入金については、鹿児島メガソーラー発電㈱の全出資者が同社株式を担保に供しています。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 781,268百万円

(3) 保証債務等

経営指導念書

念書依頼先	対象金額	念書の内容
㈱京都パープルサンガ	400百万円	金融機関からの借入金の返済指導

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(単位：百万円)

短期金銭債権	134,681
長期金銭債権	39,727
短期金銭債務	54,191
長期金銭債務	25

4. 損益計算書に関する注記
関係会社との取引高

(単位：百万円)

売上高	363,227
仕入高	81,234
販売費及び一般管理費	36,535
営業取引以外の取引による取引高	51,747

5. 株主資本等変動計算書に関する注記
当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 101,726,205株

6. 収益認識に関する注記
収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

(単位：百万円)

減価償却限度超過額	26,648
賞与引当金	7,184
棚卸資産評価損	6,805
関係会社株式等評価損	6,676
未払金・未払費用否認	4,303
関係会社株式等簿価修正	3,414
製品保証引当金	2,515
繰延資産	2,100
仮払金・前払金否認	1,332
その他	8,570
繰延税金資産小計	69,547
将来減算一時差異等の 合計に係る評価性引当額	△7,802
繰延税金資産計	61,745

繰延税金負債

(単位：百万円)

その他有価証券評価差額金	△482,604
前払年金費用	△6,962
土地評価益	△894
その他	△155
繰延税金負債計	△490,615

繰延税金負債の純額	△428,870
-----------	----------

(注) 日本において、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30%から31%に変更し計算しています。この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は12,255百万円増加し、法人税等調整額が956百万円、その他有価証券評価差額金が13,211百万円、それぞれ減少しています。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他に、リース契約により使用している事務機器、製造設備等があります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,729円17銭
(2) 1株当たり当期純利益	31円36銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(1) 自己株式の取得

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に関して決議しました。

① 自己株式の取得を行う理由

株主還元の一環並びに機動的な資本戦略への準備として、自己株式の取得を行うものです。

② 取得に係る事項の内容

取得する株式の種類	普通株式
取得する株式の総数	136,240,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合9.67%）
株式の取得価額の総額	200,000,000,000円（上限）
取得期間	2025年5月15日～2026年3月24日
取得方法	東京証券取引所における市場買付け

(2) 投資有価証券の売却

当社は、KDDI㈱が2025年5月14日開催の同社取締役会において決議した自己株式の公開買付け（以下、本公開買付け）に、当社が所有するKDDI㈱の普通株式の一部を応募することを決定しました。本公開買付け応募によるKDDI㈱の株式の売却に伴い、翌事業年度において、投資有価証券売却益（特別利益）を計上する予定です。

① 本公開買付け応募の理由

主要事業の競争力強化や、自己株式の取得を通じた企業価値向上に向けた今後の資金需要を見据え、資金調達を行うためです。

② 本公開買付けへの応募の概要

応募予定株式数	普通株式 108,365,800株
買付価格	1株につき 2,307円
売却予定総額	249,999,900,600円

③ 本公開買付けへの応募前後の所有株式の状況

本公開買付け前の所有株式数	670,192,000株（所有割合：16.85％）
本公開買付けへの応募予定株式数	108,365,800株（所有割合：2.72％）
本公開買付け後の所有株式数	561,826,200株（所有割合：14.12％）

④ 本公開買付けの日程

本公開買付け開始公告日	2025年5月15日
本公開買付けに係る買付け等の期間	2025年5月15日～2025年6月11日
決済の開始予定日	2025年7月3日